パブリックコメント意見提出用紙

件　名	「第３次佐久穂町男女共同参画計画（案）」に対する意見		
住　所			
氏　名		電話番号	
意　見 記入欄	※計画（案）のどの部分に関するご意見かページ等もご記入願います。 【P3 冒頭】本町では、平成 27 年 3 月（2015 年）に「第 1 次佐久穂町男女共同参画計画」 を策定し、「男女共に力が出せるまちづくり」の実現に向けた取組を推進してきました。 →ここ数年、社会福祉協議会さんや各担当課の方にお願いなどに行くことがありました。お忙しいところお話を聞いていただいたりするのは本当に嬉しく思っておりますが、実際の業務内容や行政職員同士のコミュニケーションを拝見すると、「男女共に力が出せるまちづくり」になっていない場面に数多く遭遇します。まず男性職員から仕事に対する誠意をあまり感じないことが多いです。こういった計画ももちろん大事ですが、地域住民や「地元地域」に為に自ら動いている方は行政職員だけではありません。このあたりについては、きちんとした対話の機会をつくって対応していただけるようにお願いをしたく存じます。特に総合政策課さんや社会福祉協議会さんが担当してくださった「移動支援の会」では、まだまだ地域住民の方との距離があり、移住者の方々が参加しづらそうな雰囲気を感じました。最終的に「誰が」まとめて「誰が」実施するのか。そのあたりの構想がまとまっていないと、協力者はどんどん離れていくと思います。協力してくれている方がどういった思いで関りを持ってくださっているのか、行政職員の方々も大変だと思いますが、頭の片隅に置いていただければ幸いです。 【全体を通じて①】「男性の育休取得」「女性の産前産後に関するケア」に関する記載を見つけることができませんでした。行政内の業務でもテレワークやワーケーションを活用することができるような体制を検討することも重要だと感じました。佐久穂町だけではできないのであれば、隣接市町村などとの行政業務の効率化などを図るような検討も必要だと感じています。流れ作業で数年に 1 回計画を書き直していくような業務であれば、持続可能な行政業務ではないと考えます。 【全体を通じて②】いろんな苦労や検討を重ねて悩みながら、いろんな計画を書いていらっしゃる職員の方々もいらっしゃるかもしれません。しかし、		

	こういった計画を町内の住民がどれだけ目を通しているのかは未知数です。おそらく読まない人の割合の方が多いのではないでしょうか？一番大切なのは、計画を書いた上でその計画を反映させた事業を検討していく、事業展開を行っていくという姿勢・発信を継続していかないと「未来」の佐久穂町に繋がらないと思います。そういった姿勢が見受けられないから地元の高校生は卒業後、県外へ出ていってしまうのではないでしょうか？（子ども達から地元の大人は認められていないと感じます。）県外へ学びに出た地元出身の子ども達が、自信を持って「佐久穂町」の良さを伝えられるような計画やまちづくりであってほしいと常に感じています。 【全体を通じて③】ここ数年、長野県産業労働部や信州スタートアップステーションなどの事業で、手厚く起業・創業・事業承継のサポートをしてくれています。なかなか長野県行政の関係者が佐久穂町から南まで来るようなことはないかもしれませんが、そういった情報も町在住者に届くような連携を町行政担当課や商工会にもお願いしたく存じます。 【全体を通じて④】こういった計画のたたき台を作成されるときに、隣の市町村（佐久市や小海町など）やコンパクトにまとまっている印象を受ける小諸市や東御市などを参考にされてみてはいかがでしょうか？特に佐久市との連携は今後必要になってくると思います。 ＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃＃ （大変恐縮ですが、私が計画を書くならこのように書けるかなと感じました。） 【「多様な人材（移住者・若者・女性）が地域意思決定に参画し、暮らしのケアを多世代で支え合う持続可能な町づくりに向けて」 **（集落（区・常会）や地域組織における意思決定への多様な参画の推進等の該当章】** ・計画（案）における「地域・防災・意思決定の場への女性の参画推進」等に該当する章の追記（伝統的な「家」単位・男性中心の意思決定構造を見直し、移住者や若者、女性が区や常会、各種委員会の役員として対等に参画できる具体的な仕組みの追記 （理由：中山間地域では、長年の習慣により「役員＝男性（家長）」「賄い・裏方＝女性）といった固定的な役割分担が残りやすく、新しく移住してきた方や若者・女性が意見を言いづらい風土が散見されます。長野県でも女性や若者を主役とした地域づくり（商店街振興や関係人口創出など）が進む中、佐久穂町が移住者から「選ばれる町」であり続けるためには、性別や年齢、居住年数を問わず、誰もが対等にまちづくりに参画できる寛容なコミュニティーづくりが不可欠です。

	【家事・育児・介護・移動等の「ケア・地域活動」を多世代・地域全体でシェアする仕組み**（計画（案）における「ワーク・ライフ・バランスの推進」「子育て・介護支援」等の該当章）】** ・家庭内や特定の世代（女性など）に偏りがちなケア労働や地域活動（通院・買い物・中学生部活動送迎などの移動支援）について、福祉（社会福祉協議会など）・教育・ボランティア・高校生が連携して「多世代・地域全体でシェアできる相乗りデマンド交通（案）」の取り組みの実践 →「理由・背景」高齢化や核家族化、部活動の地域展開などが進む中、移動支援や子育て・介護の負担が特定の家族や女性に集中すると、参画や就労の機会が失われてしまいます。佐久穂町で始まっていくであろう移動支援の会や、高校生・大学生の地域参画の動きを男女共同参画の基盤（多世代共生）として位置づけることで、性別を問わずだれもが働き、活躍できる生活環境が整えることを目指します。 【女性や若者、移住者の「挑戦・起業・スポーツ・健康づくり」支援する環境整備（**計画案における「就労・起業支援」「農林業・商工観光における参画」等の該当章】** 女性や若者、移住者が地域の新たな魅力を創出・挑戦する際、町の各種補助金（大学生等支援事業など）や県の制度と連動した「挑戦の受け皿・中間支援」の記載 →「理由・背景」男女共同参画は単なる「権利の平等」にとどまらず、多様な発想で新しい産業やコミュニティーを生み出すイノベーションの源泉です。移住者や若者が「この町で新しい挑戦ができる」と感じられる環境をつくっていくことは、地域の活性化と過疎対策の解決の一助になる可能性があります。 【定性的評価（参加者の納得感や対話の場）を重視した進捗管理（**計画案における「計画の推進・評価体制」等の該当章】** 役員比率などの数値目標（定量指標）だけでなく、「町民や移住者が意見を言いやすい環境だと感じているか」といった定性的な評価や、定期的に町民・若者・行政が対話できるタウンミーティング・座談会の実施を計画に反映する→数字合わせの役員登用にとどまらず、現場での「対話」と「信頼関係」を築くプロセスこそが、田舎文化のしなやかな変革につながっていく。 以上、長文失礼いたしました。何かの参考になれば幸いです。

〇締め切　　令和８年１０月１９日（月）

〇提出先　　〒384-0697　南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地
佐久穂町役場住民税務課人権政策係
TEL：0267-86-2525、FAX：0267-86-2633
電子メール：jinkenseisaku@town.sakuho.nagano.jp

パブリックコメント意見提出用紙

件　名	**「第３次佐久穂町男女共同参画計画（案)」に対する意見**		
住　所			
氏　名		電話番号	
意　見 記入欄	※計画（案）のどの部分に関するご意見かページ等もご記入願います。 １.「佐久穂町総合計画」と併走して扱われることをのぞみます。 ２. 第４章　２　「誰もが活躍できる環境づくり及びワークバランスの実現」について 肉体的にやはり、女性には重労働は難しいことがあります。重機などが扱えるよう資格修得の補助があれば、選べる職種も広がり、企業側にも人材確保の利点があると思います。 ３. P19　18 について 「妊婦教室」という名称を、たとえば「出産家庭のための教室」など、男性やその他実際に育児にかかわる家族も、参加しやすい名称にしてはどうでしょうか。 出産・育児の入り口から、夫婦が同じ知識や情報を共有できると思いますし、母親だけに子育ての負担が集中しないようになるのではないでしょうか。 ４. P21　36 について 区会や常会などの自治会の定例会に、婦人会代表も常時出席するように明記して、女性が意見を言える公の場を増やしてほしいと思います。 ：離婚後子どもを三人成人させた今、「男女共同参画」という言葉には、正直違和感があります。でも、人口減少や生産世代の変化に対応する意味でも、封建的な歴史を払拭する具体的な行動と、単なる言葉の言い換えにとどまらず、社会全体の意識や実質的な仕組みそのものを変革していく、覚悟が重要だと考えています。 将来的にはこのような計画がなくなり、性別にかかわらず、弱い立場の人や心細いおもいを抱えている人に、寄り添ってくれる町になってほしいです。そのためにも、この計画が実効性のあるものになり、しっかりと周知されることを願います。		

〇締め切　　令和８年１０月１９日（月）

〇提　出　先　　〒384-0697　南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地

佐久穂町役場住民税務課人権政策係

TEL：0267-86-2525、FAX：0267-86-2633

電子メール：jinkenseisaku@town.sakuho.nagano.jp

パブリックコメント意見提出用紙

件　名	「第３次佐久穂町男女共同参画計画（案）」に対する意見		
住　所			
氏　名		電話番号	
意　見 記入欄	※計画（案）のどの部分に関するご意見かページ等もご記入願います。 Ｐ３.計画期間：期間を令和９年４月から令和１４年３月とする。 ・第２次計画は、令和３年度を初年度、７年度を目標年度としている。 ・総合計画の年度に合わせる。 ・役場各課各係が担当するので、年度主義が都合よい。 ３．計画の期間 「・・・新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、・・・」 を「・・・計画に変更の必要が生じた場合は、・・・」とする。 ・新たに盛り込む場合だけではなく、削除、変更の場合も考えられるから。 Ｐ４.基本理念及び基本目標 ・第２次計画から表現を変えた理由を補足すべきではないか。 ・基本理念は、県の第６次計画に合わせて文章整理することも考えられたい。 長野県　基本テーマ「ジェンダー平等を実現し、誰もがお互いを尊重し暮らしやすい社会づくり」 提案文書「ジェンダー平等を実現し、誰もがお互いを尊重し暮らしやすいまちづくり」 Ｐ５．施策体系 基本目標の３点がＰ４の基本方針と整合がとれていないので、いずれかに統一すること。 Ｐ１８～　事業名がＰ５の「施策」になっている。具体的な事業名にすべき。 ※事業計画は別紙のとおり提案します。 ◆数値目標が設定されていない。可能なものについては数値及び具体的な目標を設定すべき。（県や他自治体のものを参考に） ◆推進体制を明確にすること。どのように目標達成を目指すのか。 いつまでに、何を、どれだけという進行管理が必要。 毎年度末、計画の見直しを行い、測定可能な数値等は公表し、町民と情報共有すること）		

○締め切　　令和８年１０月１９日（月）

○提出先　　〒384-0697　南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地
佐久穂町役場住民税務課人権政策係
TEL：0267-86-2525、FAX：0267-86-2633
電子メール：jinkenseisaku@town.sakuho.nagano.jp

基本目標　固定的な性別役割分担にとらわれず、人権が尊重される男女共同参画への意識構築
施策の方向　男女共同参画に関する理解の促進
施策　固定的な性別役割分担意識の解消

番号	事業名	事業の内容	担当
0	男女共同参画推進条例制定の検討	長野県内の３３市町村（すべての市と８町村）が既に制定している。（令和６年４月１日現在）	人権政策係
1	人権フェスティバルの実施	これまでの人権フェスティバルを継承し発展させる。そのため実行委員会方式とする。	さわやかネットワーク 人権政策係
2	男女共同参画セミナー・講演会の開催	個人の尊重、法の下の平等、男女共同参画が活かせるようセミナーや講座を開催する。	さわやかネットワーク 人権政策係
3	男女共同参画情報紙の発行	新たに男女共同参画意識啓発のための情報紙を発行する。	人権政策係
4	人権サポーター養成講座の開催	あらゆる人権問題を正しく理解し、実践を行う人材を養成するための講座を開催する。	
5	家事シェアシートの作成	家庭内のコミュニケーションを活性化し、家事を共有することを目的として、「家事シェアシート」を作成し、周知する。	人権政策係
6	広報紙等による情報提供	広報さくほや町のホームページ等を通じて町民に向けて各種講座・イベント等の募集、案内や啓発記事を発信する。	総務課

※人権フェスティバルは総合計画でも表記があり、この計画でははずせないのではないか。

施策の方向　多様性の尊重と理解の促進
施策　多様な選択を可能にする教育・学習の充実

番号	事業名	事業の内容	担当
7	人権同和教育講座の開催	男女共同参画の視点に立った「人権同和教育講座」を実施する。	生涯学習課
8	佐久穂教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じて、性別にとらわれることなく、人を敬い、地域を愛する人間を育成するための佐久穂教育を推進する。	学校教育係
9	各種女性団体への活動支援	男女共同参画社会の実現を目指し、女性の地位向上と福祉増進を図るため、地域で活動する団体に補助金を交付する。	
10	教職員への研修充実	学校教職員の研修において、人権教育・男女平等教育の研修を位置づけ、内容の充実を行い教職員の共通理解を図る。	学校教育係
11	日本語教育の実施	外国人町民等のための日本語教室を実施する。	生涯学習課
12	図書の推薦	人権学習、男女共同参画に関する書籍・資料の紹介や収集を行う。	図書館係

※12は新設

基本目標　誰もが活躍できる環境づくり及びワークライフバランスの実現
施策の方向　働く場における男女平等の推進
施策　全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

番号	事業名	事業の内容	担当
13	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するために広報さくほ等で関連する情報を紹介する。	人権政策係
14	性的少数者（LGBTQ）に関する啓発	多様な性についての理解促進のため、研修や講座を通じて啓発活動を行う。	
15	相談体制の充実	人権相談事業について、対応の充実を図る。	
16	創業支援	佐久穂町創業支援等計画に基づき、佐久穂町商工会と連携し創業支援を実施する。	商工観光係 佐久穂町商工会
17	柔軟な働き方ができる職場環境の整備	役場をワーク・ライフ・バランスのモデル事業とし、リモートワークやフレックスタイム制を活用した柔軟な職場環境整備を推進する・	総務課
18	男性職員の育児休業の取得推進	ワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、男性職員の育児休業の取得促進に取り組む。	
19	働きやすさ、働きがいの推進	佐久穂町商工会と連携し、「働きやすさ」と「働きがい」の両方を向上させる取り組みを推進する。	人権政策係 商工観光係

施策の方向　仕事と家庭生活が両立可能な環境整備
施策　子育て支援の充実

番号	事業名	事業の内容	担当
20	佐久穂町こどもセンターの充実	働く保護者の多様な就労形態に対応するため、児童・生徒が安心して過ごすことができる佐久穂町こどもセンターの充実を図る。	子育て支援係
21	保育サービスの充実	働く保護者の多様な就労形態に対応するため、保育サービスの充実を図る。	子育て支援係
22	親の学習　充実	子を持つ親を対象にした育ち親学習と青少年を対象とした親になるための学習を推進する。	生涯学習課
23	福祉医療給付制度の継続と充実	子どもの「福祉医療給付制度」を継続し充実させる。	福祉係
24	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育て中の保護者や妊産婦が安心して子育てができるようファミリー・サポート・センター事業を充実させる。	子育て支援係
25	乳幼児健康診断の無料実施	1ヶ月、4ヶ月、7ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、３歳、５歳の乳幼児健康診断を無料で実施する。	健康づくり係 保健係
26	妊婦教室	妊婦教室を通じて、妊娠、出産、育児に関する知識の普及を図るとともに、育児への参加を促進し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。	保健係
27	奨学金制度の充実	安心して学業が継続できるよう経済的困窮世帯に向けて奨学金制度の充実を図る。	学校教育係

施策の方向　仕事と家庭生活が両立可能な環境整備
施策　配慮を必要とする子ども・家庭への支援の充実

番号	事業名	事業の内容	担当
28	障がいの早期発見、早期療育	障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から一貫した療育や相談ができる支援体制を充実させる。	健康づくり係 保健係
29	地域包括支援センターの充実	高齢者の介護や健康・福祉に関する総合的な窓口相談として、地域包括支援センターの充実を図る。	
30	生活の足の確保		
31	住宅の整備		

施策の方向　仕事と家庭生活が両立可能な環境整備
施策　ライフステージごとの健康課題対応

番号	事業名	事業の内容	担当
32	職場研修・モチベーション研修の実施	職員同士のコミュニケーションを活性化させる職場づくりに取り組む。	総務課
33	ライフステージにあった働き方	リモートワークやフレックスタイム制度を導入し、ライフステージにあった働き方を選択できるようにする。	総務課

施策の方向　仕事と家庭生活が両立可能な環境整備
施策　望まない離職を防ぐ対策

番号	事業名	事業の内容	担当
34	長時間労働の是正	勤怠管理システムを導入し、社員・職員の労働時間を管理することで、長時間労働を是正する。	総務課
35	公平な人事評価制度	客観的かつ公平な評価制度を構築する。	総務課
36	生理休暇等の休暇を取得しやすい職場環境づくり	生理休暇、不妊治療休暇、その他の休暇が取得しやすい職場環境づくりに取り組む。	総務課

施策の方向　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
施策　公的機関の政策決定過程に女性の参画を促進する取組

番号	事業名	事業の内容	担当
37	審議会・委員会委員への女性登用	審議会・委員会などの意思決定の場へ女性の参加を推進する。社会の様々な分野で活躍している女性の人材情報を収集・整理する。女性が参加しやすいように会議の開催時間対等について配慮する。 長野県の目標に合わせ、２０３０年４月１日時点で委員の女性の割合を５０％とする。 毎年度末、各委員会の状況を公表する。	人権政策係
38	女性職員の管理職登用	町政に関わる政策・方針決定過程に女性の参加を推進するため、能力に応じた女性職員の管理職への登用を推進する。 毎年度末、状況を公表する。	総務課
39	人材育成	佐久穂町人材育成基本方針に基づき、様々な分野の職務を経験する育成ローテーションを実施する。	総務課

施策の方向　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
施策　地域活動の方針決定過程に女性の参画を促進する取組

番号	事業名	事業の内容	担当
40	住民自治組織（区・常会）役員の女性選出	区や常会に向け、女性リーダーの積極的登用を推進する啓発活動を実施する。少なくない市町村で女性区長（自治会長）が選出されいる。事例について学ぶ。	総務課
41	女性経営者	女性経営者の数値を各年度ごとに調査し公表する。	産業振興課・商工会
42	PTA会長	推移を公表する。	こども課
43	農業委員	推移を公表する。	産業振興課
44	女性団体、女性リーダーの育成		人権政策係

基本目標　安全・安心な社会の実現
施策の方向　男女間における暴力の根絶
施策　暴力・ハラスメント防止のための啓発活動

番号	事業名	事業の内容	担当
45	暴力、ハラスメント、ＤＶ対策（啓発）	ポスターの掲示や広報さくほ、佐久穂町公式ライン等により啓発活動を実施する。	人権政策係

施策の方向　困難な問題を抱える女性への支援
施策　女性相談支援の充実

番号	事業名	事業の内容	担当
46	働く女性のための相談	働く女性のための相談をはじめとする損談業務において当事者に関する相談に対応する。	人権政策係
47	相談窓口の周知	相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携した支援体制の強化を図る。	人権政策係 保健係

施策の方向　男女共同参画の視点を反映した防災対策の推進
施策　防災計画に女性・子ども・高齢者・障がい者の視点を反映する

番号	事業名	事業の内容	担当
48	地域防災	人口の半分は女性であるため、防災や減災、災害に強い社会を実現するためには、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに配慮する必要がある。佐久穂町地域防災計画を見直しする時に、男女共同参画の視点を持たせる。	防災係

施策の方向　生涯にわたる健康支援と性と生殖に関する健康と権利の推進
施策　生涯を通じた健康づくり支援

番号	事業名	事業の内容	担当
49	健康教室の開催	住民の健康意識の高揚を図るため、健康教室を開催する。	健康づくり係 保健係
50	健康づくりへの支援	乳幼児期からの健康づくりを支援する。	健康づくり係 保健係
51	食育の推進	保育園・学校で食育を推進する。	健康づくり係 保健係

施策の方向　生涯にわたる健康支援と性と生殖に関する健康と権利の推進
施策　性と生殖に関する健康と権利についての教育・学習の充実

番号	事業名	事業の内容	担当
52	性教育	長野県教育委員会が作成した「性に関する指導の手引き」に基づき発達段階に応じた性教育を実施する。	学校教育係

「第3次佐久穂町男女共同参画計画（案）」に対する意見

住所

氏名

電話番号

＜意見＞

■P.3 「3 計画の期間」

・第1次、第2次計画は年度で区切っているのに対し、今回は1月に始まり12月に終わる年単位としているのはなぜか。
P.10からの「計画の進捗状況」のような形で過去からの進捗を確認する際に年単位と年度単位で集計期間が異なると比較がしづらくなる項目があるので、年度に揃えた方が良いと思われる。

・「～新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、～」を「～計画に変更の必要が生じた場合は、～」とする（新たに盛り込むだけでなく、変更するケースにも対応できるように）。

■P.5 「6. 施策体系」

・表のタイトル行「基本目標」をP.4の用語に揃えて「基本方針」とする。

・「多峰性の尊重と理解の浸透」の施策に、性の多様性への理解促進や性的マイノリティの人権尊重に関する内容を追加してほしい。

※参考として、「第6次長野県男女共同参画計画」重点目標3 ②課題解決のための施策 b. 多様な価値観やライフスタイルの尊重 内の記述を以下に引用

> 7.性の多様性に配慮した取組事例の周知等により企業や労働者の理解促進を図るとともに、地域や学校等においても差別・偏見のない環境づくりを推進します。
>
> 8. 多様な性のあり方について正しい理解を広め、性的マイノリティに対する差別・偏見 の解消を図り、多様性が尊重される環境づくりを進めます。
>
> 9. 当事者が抱える困難や生きづらさを解消するため、男女の性別二元論を前提とした身近な制度や慣行等の見直し、相談支援体制の整備などに取り組みます。

■P.9「2 就業の状況」

昨今は全国的にもM字カーブが解消されつつあり、子育て期以降の女性の正規雇用率が下がるL字カーブが問題視されているので、佐久穂町においても正規雇用率やフルタイム就労の状況に注目して対応してほしい（P.12で雇用形態の男女差が示されているが、女性の年齢層別の状況を示してほしい）。

■P.10～「3 第2次佐久穂町男女共同参画計画の進捗状況」

掲載されている内容をどう評価しているのかも合わせて記載すべき。例えば「暴力を受けた方に対する支援件数」がいずれの年度も1件であることは、増えておらず良かったと捉える人もいれ

ば、本当は必要な人に窓口の情報等が届いていないと考える人もいる。他の数値もそれが妥当なのか、より高い目標に向けて対策強化すべきと考えているのかが分からない。第4章の内容の根拠となる部分なので、明らかにすべき。

■P.18～「1 主要な施策」

・「1 固定的な性別役割分担に～」の番号7「外国人町民等のための日本語教室を実施する。」がなぜ男女共同参画のための施策となるのか不明（実施すること自体は賛成だが、この計画に盛り込むべきか疑問）。

・「2 誰もが活躍できる～」の番号17「1か月、4か月、7か月、10か月、1歳6か 月、3歳、5歳の乳幼児健康診断を無料で実施する。」がなぜ男女共同参画のための施策となるのか不明（実施すること自体は賛成だが、この計画に盛り込むべきか疑問）。

・「2 誰もが活躍できる～」の番号18「妊婦教室を通じて～」の内容は妊婦だけでなく父親となる男性も対象とすべき。もし対象としているなら「プレパパ・ママ教室」など男女両方を対象としていることが分かりやすい名称にすべき。

・「2 誰もが活躍できる～」の番号19「障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から一貫した療育や相談ができる支援体制を充実させる。」、番号20「高齢者の介護や健康・福祉に関する総合的な窓口相談として、地域包括支援センターの充実を図る。」については、障がいを持つ子どものケアや高齢者の介護を担うのが女性に偏りがちな状況を是正するための男性への働きかけや、障がいを持つ子どもを持つ従業員や介護を担う従業員に対する企業の理解と支援体制を促進することなども施策に盛り込んでほしい。

・「2 誰もが活躍できる～」の番号35「女性職員を管理職へ登用するための準備として若手・中堅女性職員を対象とした研修会を実施する。」に加え、女性の登用や活躍の妨げになるアンコンシャスバイアスを払拭したり、多様な人材をマネジメントするために必要なスキルを身につけるための研修等を、管理職を対象に行ってほしい。

・「2 誰もが活躍できる～」の「働く場における男女平等の推進」や「仕事と家庭生活が両立可能な環境整備」を目指す施策（番号10、11、21～27、31～35、38）が町役場職員向けの対策に偏っている。佐久穂町商工会と連携して企業に働きかける施策も盛り込まれてはいるが、内容を具体化させてほしい。
また、町役場職員向けの内容なのか、それ以外の町民（企業・団体）も対象とした施策なのかが分かりやすい形で記載してほしい。

・「2 誰もが活躍できる～」の「生涯を通じた健康づくり支援」（番号45～49）がなぜ男女共同参画のための施策となるのか不明（実施すること自体は賛成だが、この計画に盛り込むべきか疑問）。

■その他

・第1次、第2次計画では佐久穂町男女共同参画計画策定委員会が組織され審議していることが明記され、委員の名簿も掲載されているが、今回の計画では策定、審議のプロセスや体制が明らかでない（町民意識調査を実施し、その結果を反映しているとの記載は確認）。

計画策定の段階で住民を参加させることは、多様な意見や当事者のニーズを反映するという意味でも策定の透明性を高めるという意味でも重要なことであるので、今回の計画を策定した体制やプロセス、その理由について明らかにしてほしい。

・推進体制と計画の進行管理（施策の効果を検証し、点検・評価する方法とスケジュール）も明記すべき。

以上

jinkenseisaku@town.sakuho.lg.jp

差出人:
送信日時: 2026年10月19日月曜日 23:21
宛先: jinkenseisaku@town.sakuho.nagano.jp
件名: 「第3次佐久穂町男女共同参画計画(案)」に対する意見

佐久穂町役場住民税務課人権政策係　御中

「第 3 次佐久穂町男女共同参画計画(案)」に対する意見を以下に記載し、提出いたします。

【「第 3 次佐久穂町男女共同参画計画(案)」に対する意見】

P10-11.「第 3 章 佐久穂町の現状と課題　3 第 2 次佐久穂町男女共同参画計画の進捗状況」
・大きく数値の変動があった背景には何があったのか。全国的な変化なのか町の施策による効果なのか、考察や検証を行うべきである。
・進捗状況というからには目標としている数値を明確化し、目標達成のために施策を現状維持していくのか、アプローチを変えていくのかといった今後の方針まで示すべきである。

P12-17.「第 3 章 佐久穂町の現状と課題　4 町民意識調査から見る本町の男女共同参画状況」
・意識調査結果の項目ごとに、P18 以降の「第 4 章　佐久穂町の具体的な取り組み」に挙げられている主要な施策のうちどれが対応しているのか明記し、具体的な方針を明確にするべきである。

住所

氏名

電話番号

以上です。
募集期間終了間際の提出となり申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。